

## 音楽アウトリーチ実施要項

### (目的)

第1条 この事業は、音楽を中心に活動している芸術家を学校や福祉施設等に派遣し、芸術鑑賞の機会が限られている人たちに、質の高い演奏やそれにまつわる話題を提供し、芸術家と参加者の双方向の交流を通して互いの理解を深め、一人一人の創造性を育み、宮城県における音楽文化の振興を図ることを目的とする。

### (主催)

第2条 この事業は、みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会（以下「実行委員会」という。）と次の各号のいずれかに該当する団体（以下「市町村等」という。）とが共同で主催（以下「共催」という。）するものとする。

- (1) 宮城県内の市町村（教育委員会及び市町村の文化振興財団等文化振興に係る公益法人を含む。）
- (2) 宮城県内の市町村を構成員とする文化振興を目的とする団体（市町村が運営に相当な責任を負う場合に限る。）
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者としての指定を受け、宮城県内の市町村が設置する施設の管理を行う団体
- (4) その他実行委員会が認める団体

2 市町村等は、事業の実施に関し、主催又は共催に「みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会」と表示するものとする。

3 市町村等は、事業の実施に関し必要がある場合には、実行委員会の承認を受けて、共催又は後援に他の団体を加えることができる。

### (事業内容)

第3条 事業の内容は、市町村等が企画した音楽分野での事業であって次の各号のいずれかに該当するものとし、それぞれ当該各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) アウトリーチ事業
  - イ アーティストと県民との双方向の交流がある音楽活動であること。
  - ロ 出演者は次のいずれかに該当する者であって、可能な限り県内で活躍する者とすること。
    - (イ) その分野に精通した芸術家
    - (ロ) 多くの優れた演奏会を行っている演奏家等
    - (ハ) アウトリーチを行うための企画力や行動力のある者
  - ハ 県内の公共施設（学校、公民館等）、医療施設、福祉施設等において開催すること。
- ニ 事業1回当たりの参加人数は、参加者により深い印象を与え興味を持たせるため30人程度の少人数を目安とすること。ただし、事業実施の効果、企画内容等により必要と認められるときは、この限りでない。

ホ 1事業当たりのアウトリーチの回数は4回以上とし、うち1回以上は福祉施設又は公共施設等で開催するよう努めること。

ヘ 事業1回当たりの実施時間は、2時間程度を目安とする。ただし、事業実施の効果、企画内容等により必要と認められるときは、この限りでない。

## (2) コンサート開催事業

イ 出演者は、アウトリーチ事業を実施した市町村等が開催する当該事業の出演者とすること。

ロ 県内の公共ホール等において開催すること。

### (業務分担)

第4条 事業の実施に当たっての業務分担は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会は、市町村等が行う業務について協力し、全体広報・調整等を行うとともに、事業実績の効果を測定する。
  - (2) 市町村等は、事業の企画・実施・広報、講師との連絡調整、会計処理、記録等の業務を行うものとする。
- 2 講師の選定は市町村等が行うものとする。ただし、市町村等において出演者の選定が困難な場合には、実行委員会がその支援を行うものとする。

### (経費負担)

第5条 実行委員会は、事業の実施に当たり、次のとおり共催負担金を負担する。

- (1) 共催負担金の対象となる経費等については、別表により算出する。
- (2) 負担金の額は、前号の負担対象となる経費から参加費収入、他団体からの助成若しくは補助等の収入を除いた額とし、1事業当たり250千円を上限とする。

### (参加費用及び入場料)

第6条 事業の実施に当たり、参加者から参加費を徴収する場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) アウトリーチ事業については参加費を徴収してはならない。
- (2) コンサート事業については次のとおりとする。
  - イ 参加費は低廉な額とし、あらかじめ実行委員会と協議し、承認を受けるものとする。
  - ロ 参加費の徴収の事務は、市町村等が行い、一切の責任を負うものとする。
  - ハ 参加費の収入は、市町村等に帰属するものとする。

### (事務手続)

第7条 事業の実施に当たっての事務手続は、別に定める。

### (その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については実行委員会と市町村等とが協議し

て決定するものとする。

附 則

この要項は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年3月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）音楽アウトリーチに係る共催負担金の算出について

1 収入の部

項目	内容
① 実行委員会負担金	① = ⑥-(②+③+④+⑤) 上限 250,000 円
② 市町村等	
③ 入場料	参加者から徴収する経費
④ 助成金・補助金	
⑤ その他	
合計	

2 支出の部

項目	内容
出演料	所得税、消費税を含む。
出演者旅費・宿泊費	市町村等の規定で算出した金額
楽器運搬費	
保険料	
広報費	参加者募集に係るチラシ・送付料等
会場費	
通信費	出演者連絡に係る電話・郵送料等
出演者ケータリング	
著作権使用料	
アウトリーチ経費	実施に必要な経費。内訳を記入すること。
コンサート経費	実施に必要な経費。内訳を記入すること。
その他	
⑥ 合計	

※1 業者等に委託する場合は、委託料のうち上記項目に該当する金額について負担する。

※2 対象外経費

- ・会場設営や受付等を行うボランティアスタッフへの弁当代
- ・会場の清掃経費等、施設管理関係経費
- ・随行者の旅費や宿泊費等、講師以外の方に対する経費
- ・備品等購入費（例：机、椅子等本事業以外で今後使用する事が可能なものの）
- ・領収書や振込明細書等により支払の有無が確認できない経費
- ・事業実施に直接必要とは認められない手数料等（振込手数料、代引き手数料等）